

令和2年第5回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和2年5月21日（木） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま庁舎2階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元 勝志	2番	坂元 兼一
3番	田畑 和成	4番	豊増 文夫
5番	深水 美佐子	6番	南原 奈美子
7番	赤崎 敬一郎	8番	吉留 義晃
9番	栗牧 伸一	10番	池山 準一

出席推進委員（22名）

11番	下市 博彰	12番	甫立 浩二	13番	野間 菊昭
14番	山崎 博文	15番	久保菌 正昭	16番	柿園 藤男
17番	帖佐 達郎	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
		21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	下屋敷 正	24番	野元 秀一	25番	栗野 一三
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	熊田 孝治		
		33番	米永 正幸	34番	坂元 智一
35番	黒瀬 陸朗				

職員（6名）

事務局長	寺脇 伸治
局長補佐兼農地係長	松山 明浩
農地係主幹	山下 順子
農地係主査	下大迫 誠
農業振興係	竹内 くるみ
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（8件）
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について（1件）
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について（4件）
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について（1件）
- (5) 議案第5号 非農地証明について（1件）
- (6) 議案第6号 さつま農業振興地域整備計画書の変更案に係る意見について
- (7) その他

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和2年第5回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　（あいさつ）

事務局長 　　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中22名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。、
4番 豊増文夫委員、5番 深水美佐子委員をお願いいたします。

　　　　　　　次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

　　　　　　　（なしの声あり）

　　　　　　　意見が無いようですので、会務報告を終わります。

　　　　　　　次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
なお、本日、出席されていま農業委員に関わる案件がございますので、
1ページ5—1番から審議いたします。■■■■委員の退室をお願いします。

　　　　　　　事務局より説明をお願いします。

事務局
（■■■■） 　　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

19番委員 　　5—1番について説明いたします。現地は、平川のゴルフ練習場近くで、
■■■■さんが購入しようとするもので、譲り渡人の■■■■さんも同意されています。
現地は、境界もはっきりしています。よろしくをお願いします。

議長 　　　　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　　　　よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条
許可申請について」の5—1番は、決定することに賛成の方は挙手をお願い

いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の5—1番、許可することに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いいたします。

議長 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の5—2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番について議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (■■■■) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明
(1ページ5-2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番について説明。)
※ただし、5-6番については、申請人より取り下げの申し出があり、次月の6月の総会にお願いしたいとの申し出がありましたので、削除をお願いします。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

事務局 (■■■■) 5—2番について事務局より説明いたします。申請地は、3筆ありまして以前より、きんかんが植栽されていまして、■■■■さんが管理されていきました。進入路、境界等問題がなく、この機に、所有権移転をしたいとの申し出て、贈与したいと申請さがなされたものです。よろしくをお願いします。

議長 5—3番をお願いします。

事務局 (■■■■) 5—3番について事務局の方で説明いたします。申請地は、譲渡人の■■■■さんから、管理して欲しいと受人の■■■■さんに話がありましたが、最終的には、売買ということで、名義変更までということで話が決まったようです。進入路、境界等、問題がなく、現地は、しっかりしているということです。報告いたします。

議長 5—4、5—5番をお願いします。

事務局 (■■■■) 5—4.5—5番について、事務局の方で説明いたします。合計で3筆あります。3筆とも以前から、■■■■さんが耕作されていきました。今回、正式な契約を取り付けたいと相談をされたところ、賃貸借権の設定、10年間ということで決まりました。5—4の■■■■さんと、5—5■■■■さんは親子関係です。申請地は、進入路、境界等、問題なく耕作が可能ということです。よろしくをお願いします。

議長 5—7番をお願いします。

29番委員 5—7番について説明します。■■■■さんと■■■■さんは、叔父さ

んと甥っ子の関係です。現地は、■■■■さんのお父さんが耕作し管理しています。今回、■■■■さんからの要望で買い取って欲しいとの申し出があり、話が決まったそうです。進入路、境界等は問題がありません。よろしくをお願いします。

議長 5—8番について、説明をお願いします。

34番委員 5—8番について説明いたします。■■■■さんと■■■■さんとは、親戚関係であります。■■■■さんは、高齢となり農業経営も縮小の意向があり、5年前から■■■■さんに貸していましたが、今回、相続者もいないので、贈与の話が決まりました。現地は、進入路、境界等もはっきりしていて、問題はございません。よろしくをお願いします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の5—2番、3番、4番、5番、7番、8番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の、5—2番、3番、4番、5番、7番、8番は、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の5—1番についてご審議くださるようお願いします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (■■■■) 議案第2号「農地法第4条許可申請について」朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

26番委員 5—1番について説明いたします。現地は、■■■■さんが2年ぐらい前に、お父さんから、この家用地と畑を譲渡されております。■■■■さんは、建設業を営んでいて、農業は、していない。事務所は、求名地区にあり、重機資材置場は、狩宿地区にあり、業務上、距離があり不便をしているとのことで、今回、近くに車両置き場等を設置するために、今回の案件を申請されました。南側の隣接地には、一部、ブロック積み、全体的に砂利舗装として、土砂の流失を防止するとのことでした。境界は、はっきりしており、問題は無いとのことでした。特に、問題は無いと思われます。審議の方を宜しくをお願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局か

ら説明をお願いします。

事務局

()

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の5—1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の5—1番については、許可することに決定いたしました。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5—1番についてを議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局

()

議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

16番委員

5—1番について説明申し上げます。現地は、船木地区と山崎地区の境にある「そば店」の駐車場の隣になります。現地は、現況として耕作放棄地の状態にあります。境界等は、はっきりしています。雨水、排水は、土側溝が境界脇にあり、船木川へ流れます。施設周辺は、フェンスで囲み、監視カメラを設置するとのことです。よろしく申し上げます。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局

()

資料に基づき説明。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

7番委員

はい、7番。

議長

7番どうぞ。

7番委員

この案件は、これまでの案件と比べると、土地の価格が高いと思います

が、太陽光発電施設として、今後の採算が取れていくのか、現地調査等で聞いていませんか。

議長 事務局で聞いていませんか。

事務局 () 現地調査では、聞いていませんが、土地の売り買いについては、地主さんと、購入者との合意であるので、案件ごとに異なります。発電施設での土地購入ですので、農業用の農地売買とは異なると思います。発電会社も、採算の取れない購入ではないと考えます。

議長 今の回答でよろしいですか。

7 番委員 はい。

議長 別にありませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので採決いたします。議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5—1 について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5—1 番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 5—2 番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (松山) 議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」説明

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

1 1 番委員 5—2 番について説明申し上げます。この申請地は、周囲を住宅地に囲まれていまして、道路に面しており、境界、進入路、雨水の排水につきましても、何ら、問題はございませんでした。審議の方を宜しくをお願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

(松山)

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-2番については、許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-3番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

24番委員

5-3番について説明いたします。現地は、現況として耕作放棄地でありまして、草が繁茂していて、土質は、赤土(かま土)です。雨天時は、浸透せずに、下流域に住宅や畜舎に流れ出す恐れがありますので、施工方法として、雨水が流れ出ない、集水柵を備えた構造にして欲しいと申し入れ、地区住民に、理解を得るように話をしました。業者も了解され、地区住民に話しますと言われました。審議方、よろしくをお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5-3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5—3番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5—4番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
()

資料に基づき説明。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

30番委員

5—4番について説明します。現地は、熊田集落センターのすぐ近くです。地図を見ていただくと、道路のすぐわきになりますが、道路より3～4メートルほど下がった所にあります。後、図面右隅に駐車スペースを予定されていますが、進入路が急こう配であるために、緩やかな進入路を確保するために、余地を含んでいます。また、北側は、河川があるので雨水等の排水には問題は、ありません。以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
()

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありますか。

7番委員

はい、7番

議長

7番。どうぞ。

7番委員

この現地は、道路より3～4メートル、下がると説明がありましたが、駐車スペースが必要ですか。

議長

推進委員、事務局の方で説明をお願いします。

7番委員

道路は、中央線もなく、狭いうえに、近隣の食鳥処理施設への通勤道路に、なっていますので、工事期間や監理等においても、道路駐車は、して欲しくないと、住民からも声がありましたので、駐車スペースとして、確保されます。

議長 7番委員，よろしいですか。

7番委員 はい。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5—4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので，議案第3号「農地法第5条許可申請について」の5—4番については，許可することに決定いたしました。

次に，議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 () 議案第4号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」

議長 ただ今の議案説明について，ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか，それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は，妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので，議案第4号「農用地利用集積計画について」は，妥当とすることに決定いたします。

次に，議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 () 議案第5号「非農地証明願いについて」説明

議長 ただ今の議案説明について，担当推進委員から，現地調査の結果をお願いします。

13番委員 5—1番の申請地は，14ページの図面にありますが，山で迫の奥にあります。30年以上，耕作していません。進入路もなくなっていて，周りから雑木が入り込んでいるので，非農地として現地は，確認しました。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明について，ご意見・ご質問はありません

か。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願
いについて」は妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願いについて」、妥当とする
ことに決定いたします。

議長

次に、議案第6号「さつま農業振興地域整備計画書の変更案に係る意見
について」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
()

議案第6号「さつま農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について」
説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

ここで、農政課の担当職員がきていますので、補足説明をお願いします。

農政課担当
者()

農政課の()です。この案件は、昨年、10月に説明しましたが、これ
までの間、県との協議をしてきましたが、今回終わりましたので、あらた
めて、報告いたします。変更になった点は、公衆用道路での除外と、編入
の関係で、畜産事業を取り組む為の編入、また、時吉地区で、除外につい
て、令和2年2月に除外について、時吉地区の役員さんに説明した。今後
について、細かい所の掲載のチェックと、住民縦覧を行って、意見徴収を
行っています。

議長

それでは、何かご意見等はありませんか。さつま農業振興地域整備計画
書に目を通していない方は、よく見てください。
ございませんか。ないようですので、採決をいたします。
議案第6号「さつま農業振興地域整備計画書の変更案に係る意見につい
て」は妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「さつま農業振興地域整備計画書の変更
案に係る意見について」、妥当とすることに決定いたします。

議長

次に、議案第7号「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案
はありませんか。

(なしの声あり)

24番 太陽光発電の案件で、用悪水路の利用について、下流域への影響がある意見の例があるために、業者に申し入れるときに、設置の敷地内に溜樹を設ける事案となりましたので、参考にしてください。

議長 事例としてよい内容と考えますので、他の委員も、参考にしてください。7号議案のその他で、皆さんからは他に、ありませんか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。次に、6のその他で、事務局より事務連絡はありませんか？

事務局 (事務局より連絡事項あり)
・農業委員及び農地利用適正化推進委員の応募について
・非農地証明の配布依頼について(6月総会で、宮之城地区を配布予)
・書類審査及び、総会の会場変更について(数か月程度は、さつま庁舎)

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

議長 それでは、以上をもちまして、令和2年第5回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

議長

それでは、以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼お疲れ様でした。

事務局長

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____